



第3次武豊町
男女共同
参画プラン

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

令和3(2021)年 3月

武 豊 町

はじめに



武豊町長
榎山芳輝

近年、少子高齢化の進行や人口の減少、ライフスタイルや価値観の多様化等、私たちを取り巻く社会情勢は急速に変化しています。このような変化に適切に対応し、持続可能で活力のある社会を築いていくためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

国では、平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」をはじめとする各種法律の整備や、第 5 次男女共同参画基本計画の策定等、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備が進められ、社会のあらゆる分野において更なる取組が求められています。

本町では、平成 14 年 10 月に武豊町における男女共同参画を推進するために「武豊町男女共同参画プラン」、平成 23 年 3 月に「第 2 次武豊町男女共同参画プラン」を策定し一層の充実を図ってきました。

このたび、本年度末に計画が最終年を迎えるにあたり、これまでの成果と課題を踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため「第 3 次武豊町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

この計画では、これまでの「男女共同参画基本法」に基づく計画に加え、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画としても位置付けております。

今後は、この計画に基づき、基本理念である「性別に関わりなく活躍できる社会の実現」に向けて、町民や事業者の皆さまとともに連携、協働しながら施策の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご提言を頂きました「武豊町男女共同参画懇話会」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等において貴重なご意見を頂きました町民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、これからの計画の推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 策定体制	5
第2章 町内の現状	6
1 人口	6
2 町内の男女共同参画の状況	8
3 家庭・地域	11
4 労働環境とワーク・ライフ・バランス	13
5 福祉	16
6 異性に対する暴力	17
7 性の多様性	18
8 今後、取り組むべきこと	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
第4章 施策	26
1 男女共同参画社会の環境づくり	26
2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進	28
3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進	32
4 生涯にわたる健康と福祉の充実	35
5 人権の尊重とDVの根絶	38
第5章 計画の推進	41
1 重点施策と目標指標	41
2 プランの進捗管理	43
資料編	44
1 計画の策定経緯	44
2 法律	47
3 調査結果	55
4 用語集	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は次のように定義されています。

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

この定義を踏まえ、本町では、性的少数者を含め、男女共同参画社会を次のように考えています。

- 「女だから」とか、「男だから」とか、「性的少数者」というだけでその可能性が狭められることなく、それぞれの個性を活かし、いろいろな生き方を認め合うことができる社会
- 個人の意見を尊重し、自らの意思に基づいて、生き方を選択できる社会
- 性別に関わりなく、仕事と家庭生活・地域生活のバランスをとり、責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることができる社会
- 政治・行政、経済、社会、文化等あらゆる分野に、性別に関わりなく、主体的に意思決定の段階から関わって意見を反映させる機会が確保される社会
- 家庭、地域、学校、職場等で、様々なチャレンジを可能にする社会
- 性別に関わりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会

このように、男女共同参画社会は、仕事、家庭、地域生活等、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会です。その実現は、職場の活気や家庭生活の充実、地域力の向上につながるものです。

(2) 男女共同参画をめぐる動き

年度	国	愛知県	武豊町
1999	「男女共同参画社会基本法」制定		
2000	「男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン21」策定	
2001	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」制定		
2002		「愛知県男女共同参画推進条例」制定	「武豊町男女共同参画プラン」策定
2005	「第2次男女共同参画基本計画」策定		
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	「第2次武豊町男女共同参画プラン」策定
2013	DV防止法を改正し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」として制定		
2015	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2020」策定	
2018	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定		
2020	「第5次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2025」策定	「第3次武豊町男女共同参画プラン」策定



(3) 計画策定の目的

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等は、男女共学や法の整備等をはじめとした様々な取組を通して、半世紀以上にわたり進められてきました。しかし、男女平等の確立と、様々な分野で男女がともに参画して活躍する社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

令和2年12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、これからの男女共同参画の課題として、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」の2つをあげ、男女共同参画を推進していくことは「国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提」とされています。

武豊町では、平成14年10月に「武豊町男女共同参画プラン」、平成23年3月に「第2次武豊町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

第2次武豊町男女共同参画プランが令和2年度に計画の最終年を迎えることから、社会情勢や住民意識の変化に伴う新たな時代の要請を踏まえつつ、「第3次武豊町男女共同参画プラン」を策定することとします。

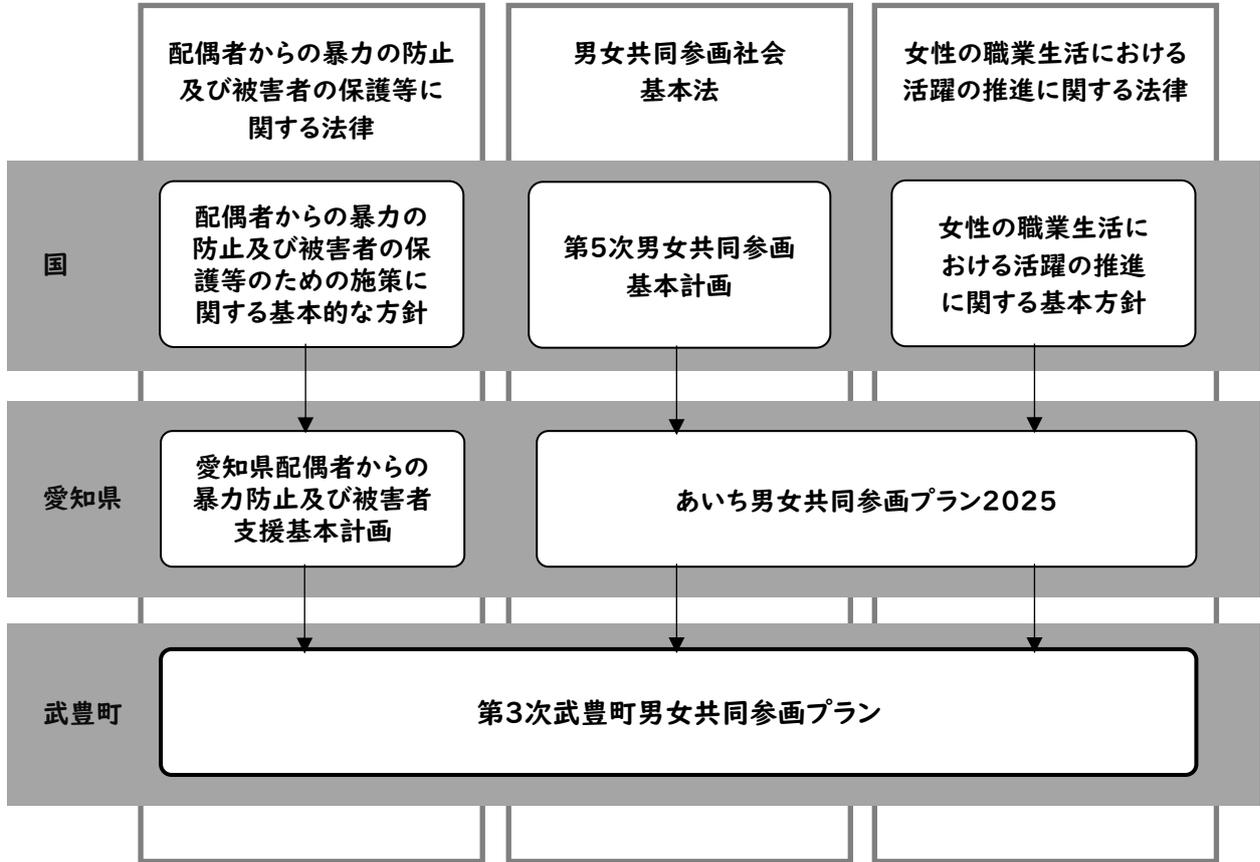
2 計画の位置付け

この計画は、次の法律に基づき、今後の武豊町の男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する総合的な指針となるものです。

- ・男女共同参画社会基本法の「市町村基本計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の「市町村推進計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の「市町村基本計画」

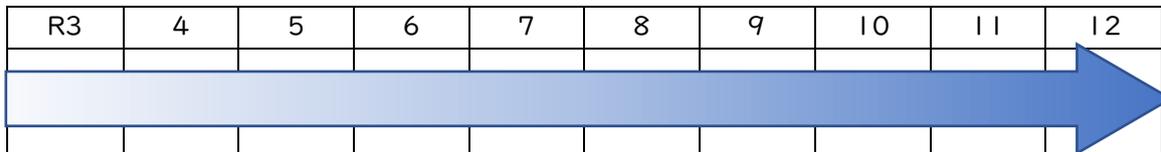
また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2025」を踏まえています。

本町の計画については、「第6次武豊町総合計画」を上位計画としています。また、男女共同参画プランの考え方や施策は分野を横断するものであり、地域福祉、子ども・子育て支援、高齢者福祉等の分野別計画と密接に関連しています。



3 計画の期間

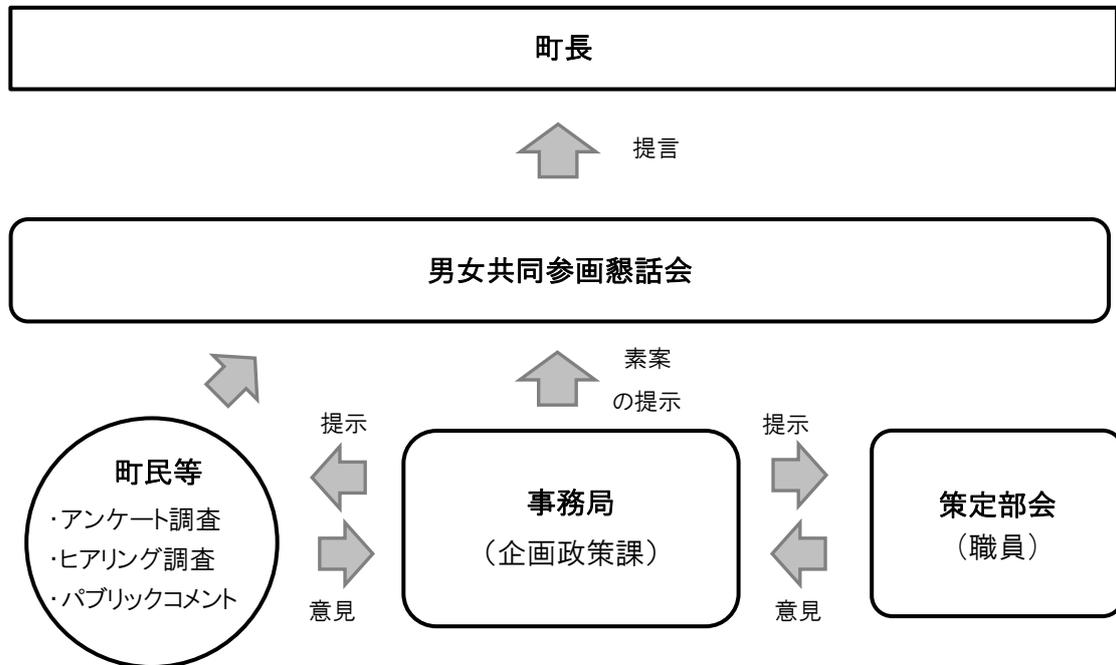
この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度までの10年間とします。また、社会情勢や住民意識の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、中間年で見直しを行います。



▲見直し

4 策定体制

この計画は、次の体制で策定しました。



男女共同参画懇話会 : 町民代表・有識者 10 人で構成

策定部会 : 町の担当職員 8 人で構成

アンケート調査 : 18 歳以上の町民 1,500 人を無作為抽出して実施

ヒアリング調査 : 窓口職員、仕事と家庭の両立を図る職員、高校生等に実施

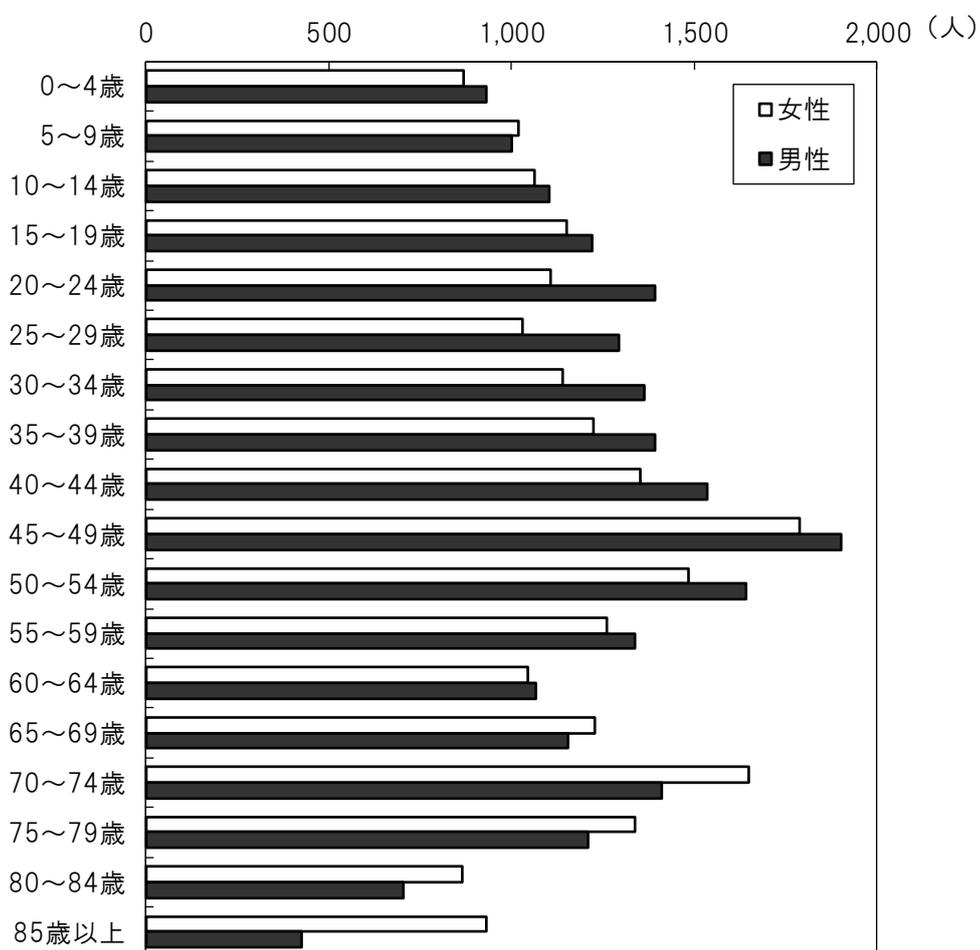
パブリックコメント : 町民に、計画書を公表し意見を募集

第2章 町内の現状

1 人口

武豊町の令和2年10月1日現在の人口は、43,614人です。性・年齢別人口をみると、65歳未満では男性が、65歳以上では女性が多く、特に85歳以降で女性比率が高くなっています。

図表 性・年齢別人口



資料：武豊町「住民基本台帳」（令和2年10月1日）

外国籍の住民は1,198人で、国籍はブラジル、ベトナム、インドネシア、中国、フィリピンの順に多くなっています。

また、配偶関係をみると、35～39歳の男性の約3割が未婚等、男女ともに晩婚化・非婚化が進んでいます。

図表 外国籍住民

	総数	ブラジル	ベトナム	インドネシア	中国	フィリピン	その他
総数	1,198	407	246	144	141	127	133
女性	479	174	74	3	75	90	63
男性	719	233	172	141	66	37	70

資料：武豊町「人口動向」（令和2年10月1日）

図表 配偶関係

	女性				男性			
	未婚	有配偶	離死別	不詳	未婚	有配偶	離死別	不詳
20～24歳	87.4%	10.9%	1.2%	0.4%	90.4%	8.6%	0.2%	0.8%
25～29歳	49.9%	46.1%	3.4%	0.7%	68.3%	29.1%	1.0%	1.7%
30～34歳	23.6%	71.4%	4.6%	0.4%	40.6%	55.3%	2.9%	1.1%
35～39歳	17.5%	76.6%	5.6%	0.3%	32.3%	63.1%	3.2%	1.3%
40～44歳	14.3%	76.0%	9.2%	0.4%	28.1%	66.3%	4.8%	0.8%
45～49歳	11.2%	75.8%	12.8%	0.3%	24.8%	67.3%	7.4%	0.5%

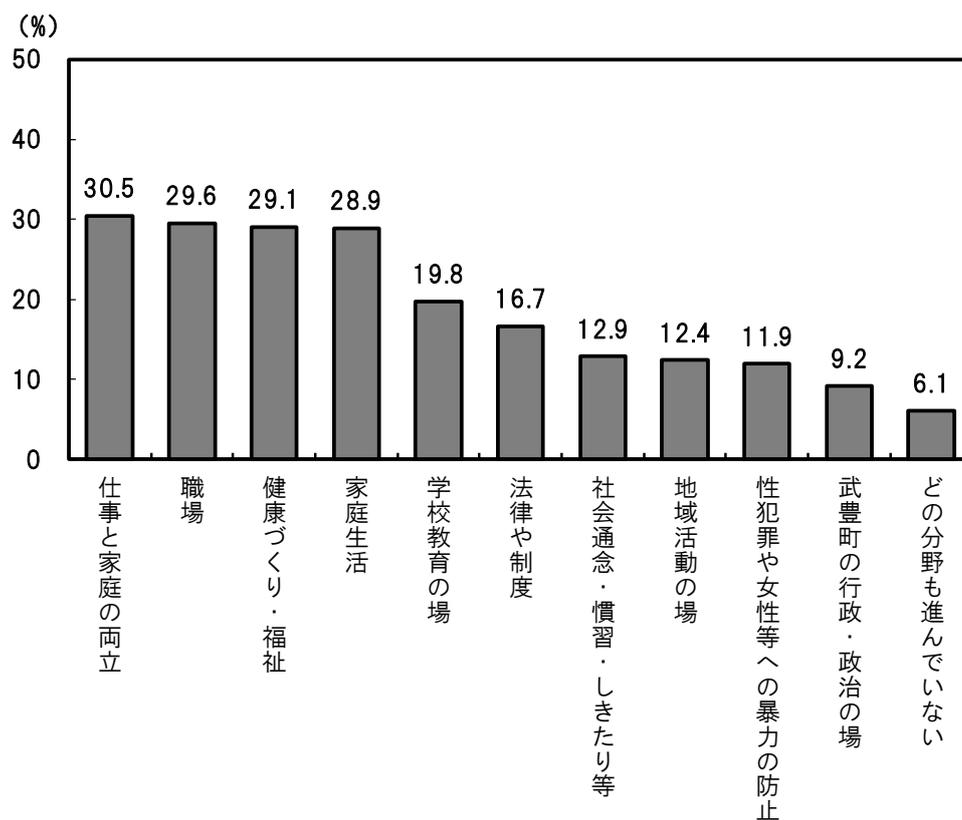
資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

注：小数点第2位を四捨五入するため、合計が100.0%にならないことがあります。

2 町内の男女共同参画の状況

この 10 年間で男女共同参画が進んだと思う分野について、「仕事と家庭の両立」「職場」「健康づくり・福祉」「家庭生活」等があがっています。

図表 この 10 年間で男女共同参画が進んだ分野

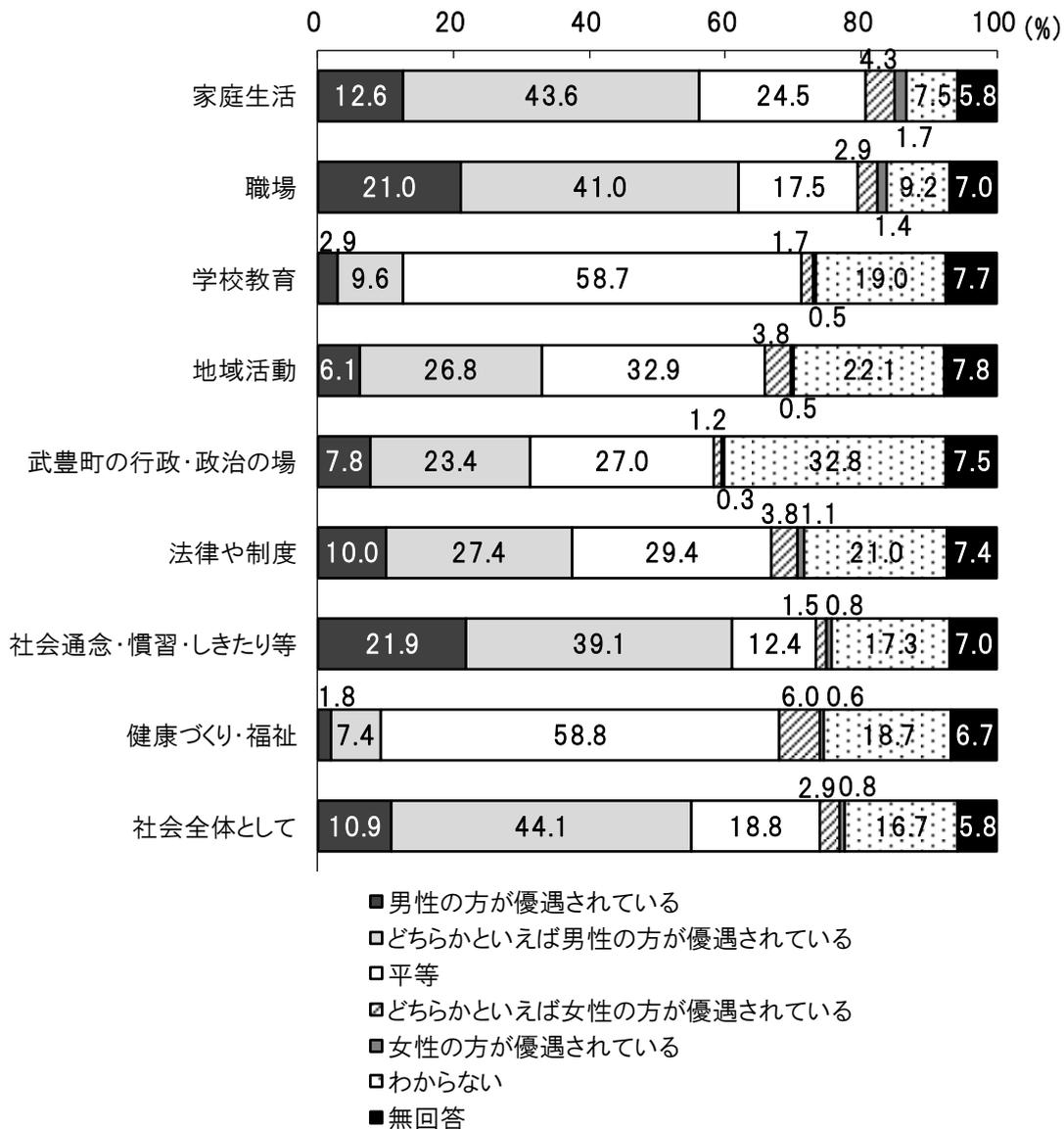


資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」



男女平等の状況について、社会全体として「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた割合は5割を超えています。家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたり等で男性優遇と考える人が多くなっています。

図表 社会における男女平等の状況



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

性別・年齢別にみると、家庭生活や職場をはじめ総じて、女性は男性より「男性優遇」の割合が高くなっています。年齢別では、社会全体をはじめ総じて、60歳代で「男性優遇」の割合が他の年代と比べてやや高くなっています。

また、武豊町における女性の登用状況は、審議会等で20.3%、町の管理職では38.8%となっています。

図表 男性優遇（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）と考える住民の割合

	家庭生活	職場	教育	地域活動	武豊町の政治の場	法律や制度	社会通念・慣習・しきたり等	健康づくり・福祉	社会全体として
全体	56.2%	62.0%	12.6%	32.9%	31.2%	37.4%	60.9%	9.2%	55.0%
女性	62.9%	64.4%	12.7%	36.8%	33.7%	41.9%	61.0%	8.6%	58.4%
男性	47.3%	58.8%	11.6%	28.5%	26.0%	32.5%	60.3%	10.5%	50.9%
18～29歳	33.9%	58.9%	3.6%	25.0%	17.9%	33.9%	51.8%	10.7%	48.2%
30～39歳	51.6%	72.6%	4.8%	25.8%	32.3%	40.3%	62.9%	11.3%	62.9%
40～49歳	51.6%	60.0%	15.8%	37.9%	35.8%	43.2%	76.8%	7.4%	65.3%
50～59歳	60.0%	64.4%	16.7%	32.2%	37.8%	46.7%	71.1%	11.1%	56.7%
60～69歳	65.5%	70.6%	17.6%	42.0%	41.2%	47.9%	72.3%	11.8%	68.9%
70～79歳	64.5%	62.0%	13.3%	34.9%	29.5%	31.3%	53.0%	8.4%	49.4%
80歳以上	41.4%	39.7%	6.9%	20.7%	12.1%	12.1%	29.3%	1.7%	25.9%

資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

注：7割以上は網掛け、5割以上の個所は太字で表記

図表 審議会等への女性の登用状況

	総数	女性	比率
審議会等	548	111	20.3%
行政委員会	31	3	9.7%
町職員の管理職	80	31	38.8%
うち一般行政職	63	18	28.6%

資料：武豊町（令和2年4月1日）

注：一般行政職は、福祉職（保育士）、看護・保健職（保健師）、税務職（税務課、収納課職員）、企業職（上下水道課職員）、技能労務職（園務員・用務員）を除いた職員

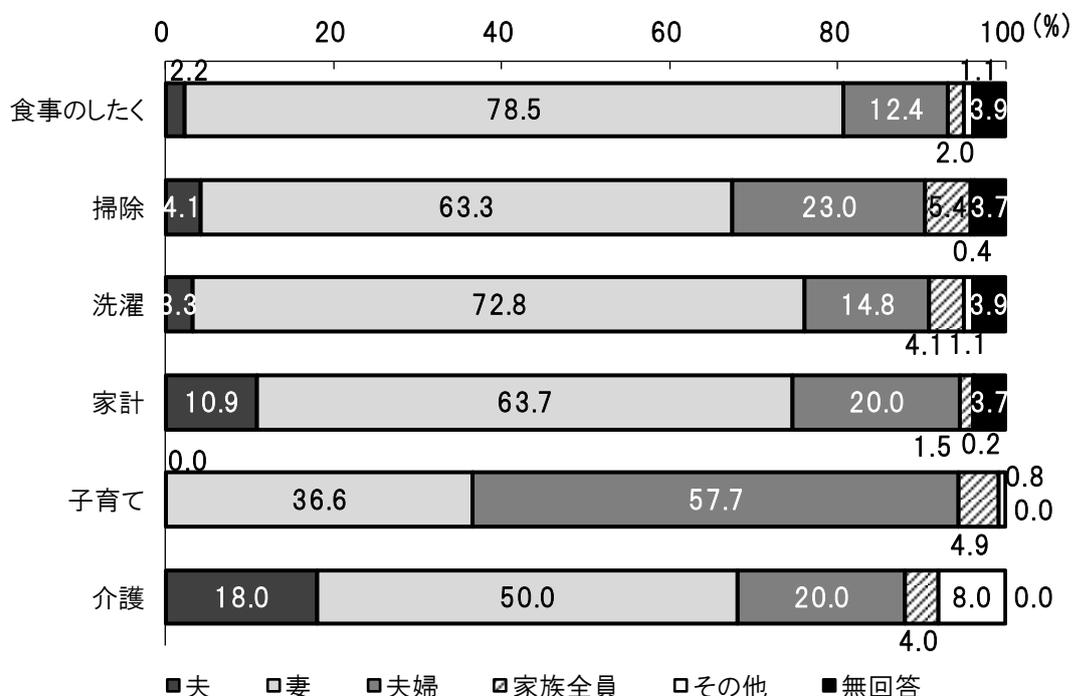
3 家庭・地域

既婚者の家庭での役割分担は、食事のしたく、掃除、洗濯、家計の管理、介護で主な担当が妻である家庭が高くなっています。

男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なことについては、「子どもの頃から男の子も女の子も同じように家事を手伝う」と「家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う」が高くなっています。

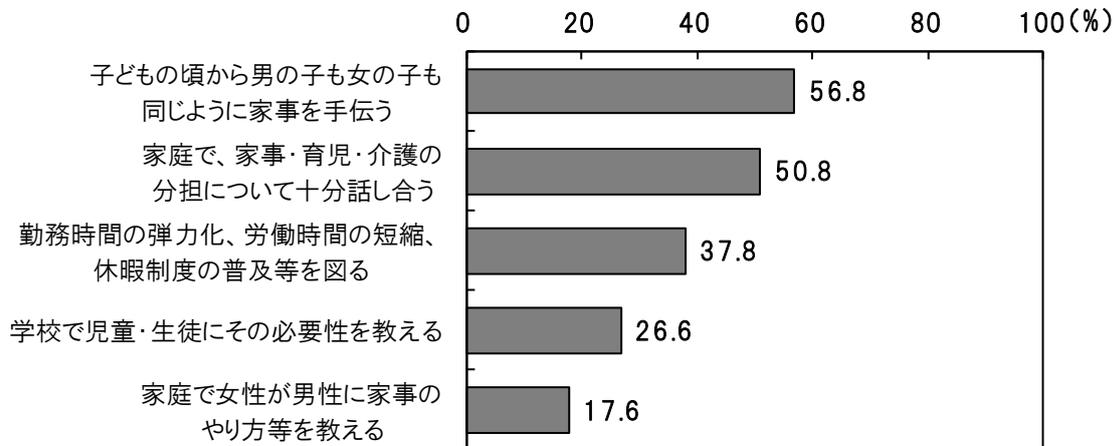
また、女性が地域活動のリーダーになるためには、「男性の抵抗感をなくすこと」「女性自身の抵抗感をなくすこと」が上位となっています。

図表 家庭での役割分担



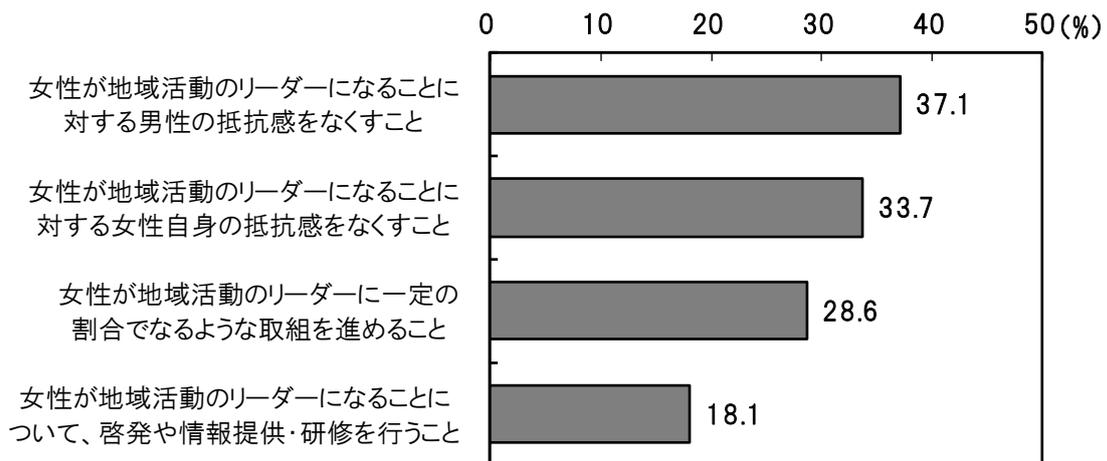
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

図表 男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

図表 女性が地域活動のリーダーになるために



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

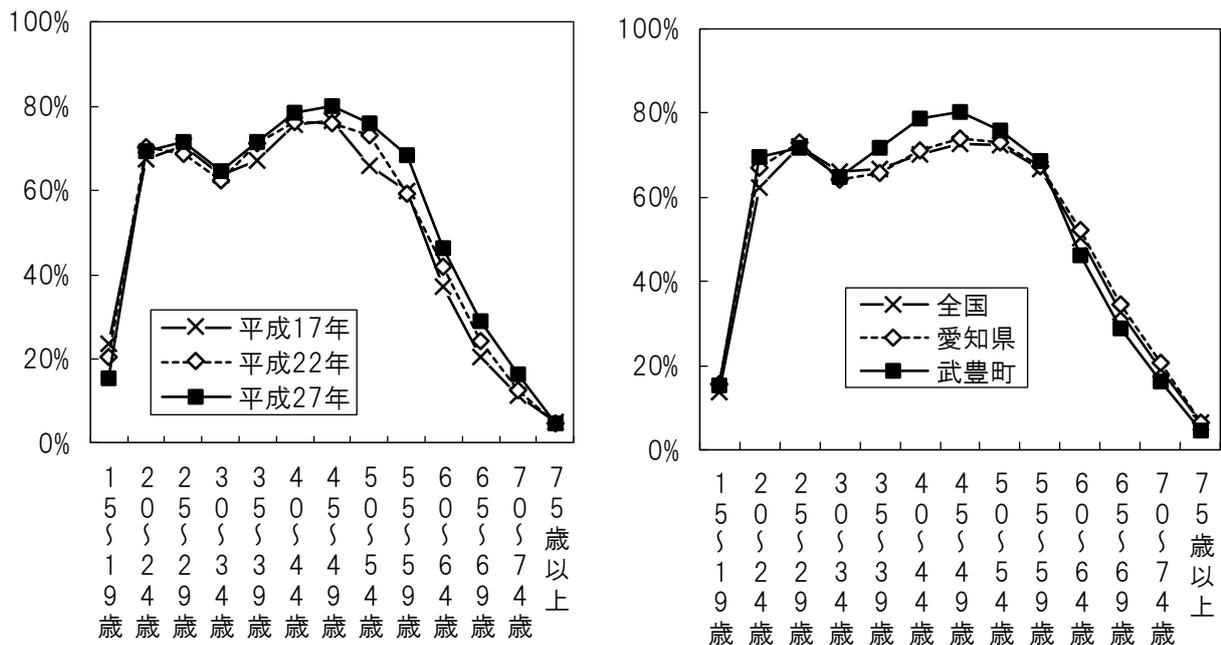
4 労働環境とワーク・ライフ・バランス

女性の労働力率は結婚・出産を機に一度仕事を離れるM字型となっています。M字の底にあたる30～34歳の労働力率は平成22年（62.4%）から27年（64.7%）でやや上昇しています。全国・愛知県と比べると、30歳代後半から40歳代で武豊町は労働力率が高くなっています。

住民の就業状況を見ると、男性は「主に仕事」が多く、女性は「主に仕事」「家事のほか仕事等」「就業していない」等、人によって様々です。職業別にみると、サービス職業従事者、販売従事者は女性が男性より多く、管理的職業従事者、保安職業従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者等は女性の比率が特に低くなっています。

仕事・家庭生活・地域活動の優先順位について、「仕事と家庭生活と地域活動の三つとも大切」は希望が現実を大幅に上回り、「仕事を優先」は現実が希望を大幅に上回っています。

図表 年齢別労働力率（女性）



資料：総務省「国勢調査」

図表 年齢別労働力率（有配偶者の女性）

	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
労働力率	41.1%	51.1%	55.1%	66.1%	75.4%	77.7%	72.9%	65.8%

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

図表 就業状況

	女性				男性			
	主に仕事	家事のほ か仕事等 *1	就業して いない	不詳	主に仕事	家事のほ か仕事等 *1	就業して いない	不詳
15～19 歳	6.1%	9.4%	82.5%	2.1%	14.3%	7.7%	76.2%	1.7%
20～24 歳	50.4%	19.0%	28.0%	2.7%	61.2%	15.2%	21.2%	2.4%
25～29 歳	56.7%	14.9%	25.5%	2.9%	88.0%	6.3%	2.3%	3.3%
30～34 歳	40.6%	24.1%	32.7%	2.7%	90.9%	4.0%	1.8%	3.3%
35～39 歳	39.3%	32.3%	26.1%	2.3%	91.8%	3.9%	1.3%	2.9%
40～44 歳	44.9%	33.7%	19.8%	1.6%	92.2%	4.1%	1.7%	2.0%
45～49 歳	44.4%	35.8%	18.2%	1.7%	91.4%	4.8%	1.8%	1.9%
50～54 歳	45.0%	30.8%	23.0%	1.1%	91.6%	5.0%	2.4%	1.0%
55～59 歳	41.2%	27.4%	30.4%	1.1%	89.6%	4.8%	3.6%	2.0%
60～64 歳	24.2%	22.0%	52.9%	0.9%	70.1%	7.3%	21.5%	1.1%
65～69 歳	12.6%	16.3%	70.1%	1.1%	37.3%	9.2%	51.9%	1.7%
70～74 歳	6.6%	9.8%	82.9%	0.7%	18.3%	6.9%	73.9%	1.0%
75～79 歳	2.8%	5.1%	90.6%	1.5%	10.1%	4.2%	84.6%	1.1%
80～84 歳	1.7%	2.1%	95.2%	1.0%	5.3%	1.9%	91.3%	1.5%
85 歳以上	0.7%	1.1%	97.8%	0.5%	3.9%	2.6%	92.9%	0.6%

*1 家事のほか仕事、通学のかたわら仕事等

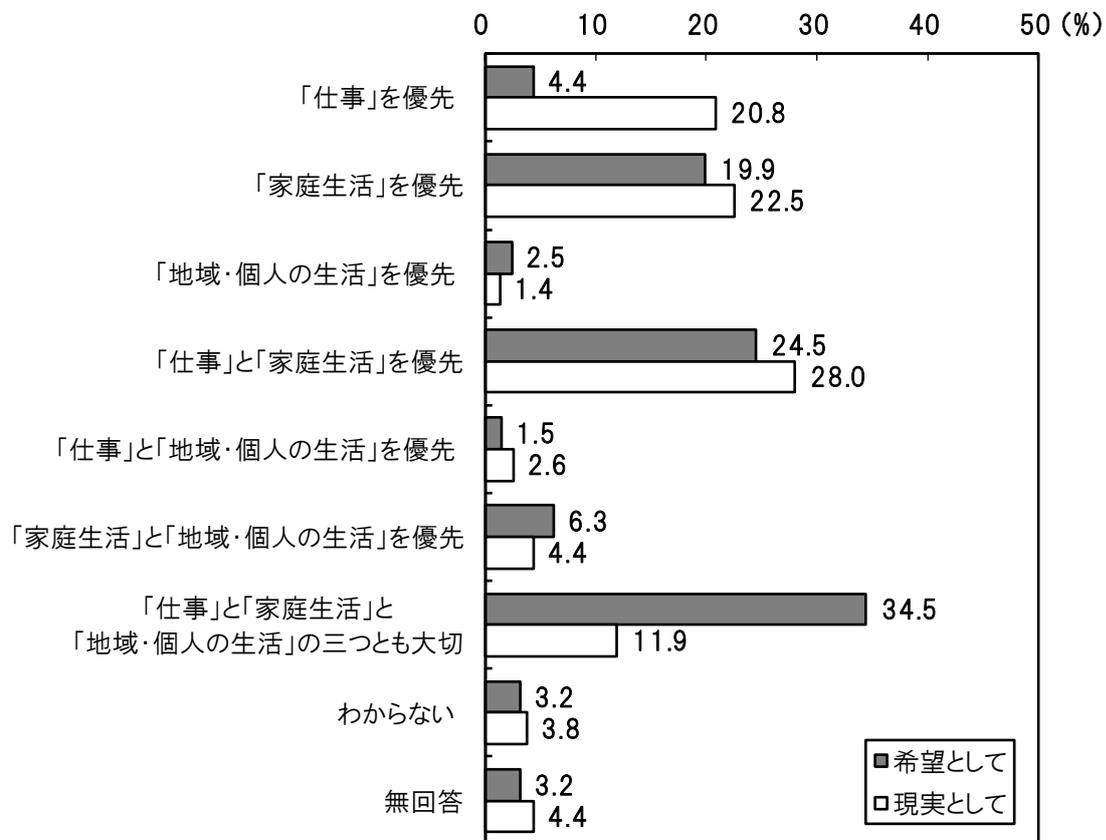
資料：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

図表 職業別就業者数

	女性	男性	女性比率
管理的職業従事者	32	277	10.4%
専門的・技術的職業従事者	1,390	1,283	52.0%
事務従事者	2,319	1,860	55.5%
販売従事者	1,061	602	63.8%
サービス職業従事者	1,672	581	74.2%
保安職業従事者	22	258	7.9%
農林漁業従事者	116	181	39.1%
生産工程従事者	1,088	4,566	19.2%
輸送・機械運転従事者	32	955	3.2%
建設・採掘従事者	14	770	1.8%
運搬・清掃・包装等従事者	729	789	48.0%
分類不能の職業	139	205	40.4%

資料：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

図表 仕事・家庭生活・地域活動の優先順位



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」



5 福祉

高齢者がいる世帯は、全世帯の4割近くとなっています。また、高齢単身世帯は女性が多いのが特徴です。

高齢者や障がい者の介助・介護が、主に女性の役割となりがちなことについては、「改善すべきだと思う」が約6割を占めています。

図表 高齢者の世帯

	65歳以上の 人がいる 一般世帯数	うち高齢 夫婦 世帯数* ²	うち高齢 単身 世帯数* ³	うち高齢		その他
				うち女性	うち男性	
世帯数	6,471	1,768	1,418	936	482	3,285
世帯比* ¹	38.7%	10.6%	8.5%	5.6%	2.9%	19.7%

*1 一般世帯数(16,711世帯)に占める割合

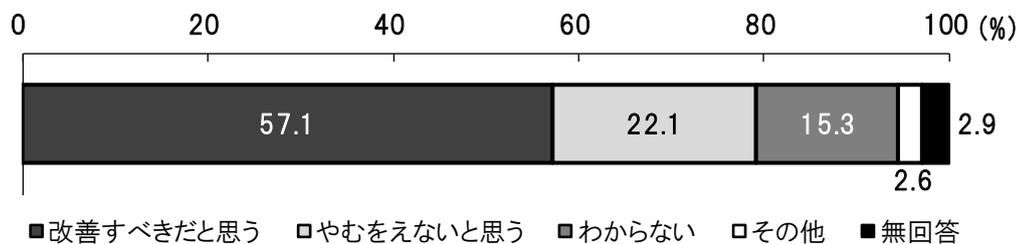
一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まり、または一戸を構える単身者のこと

*2 夫婦ともに65歳以上の一般世帯

*3 65歳以上で1人のみの一般世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

図表 介助・介護が主に女性の役割となりがちなことについて



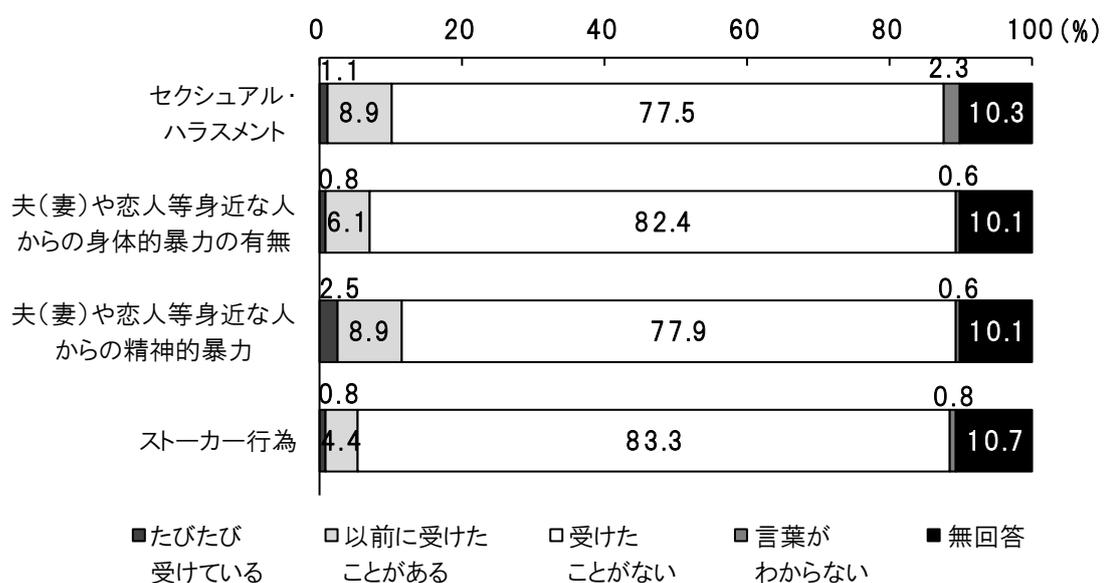
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

6 異性に対する暴力

「たびたび受けている」「以前に受けたことがある」をあわせると、セクシュアル・ハラスメントが10.0%、夫（妻）や恋人等身近な人からの身体的暴力が6.9%、夫（妻）や恋人等身近な人からの精神的暴力が11.4%、ストーカー行為が5.2%となっています。

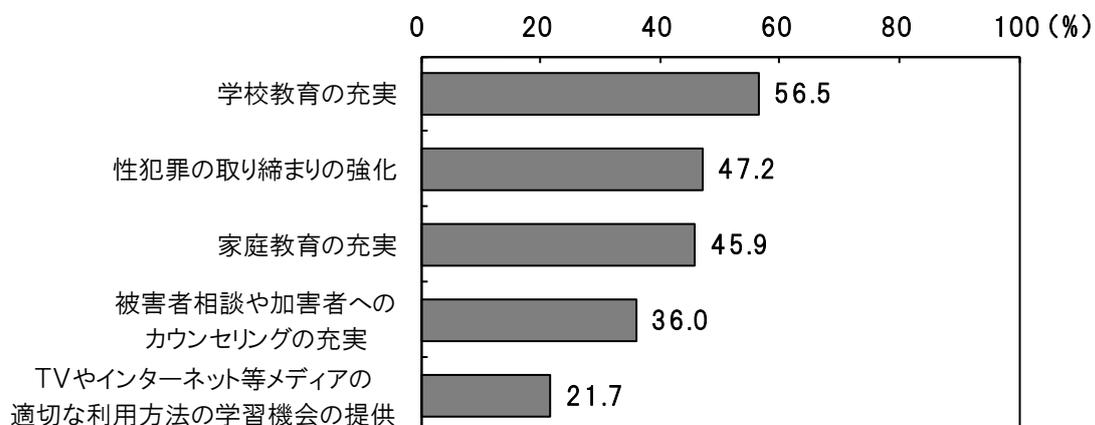
性に関する理解を促し暴力の防止を図るために必要な取組については、「学校教育の充実」が最も高く、次いで「性犯罪の取り締まりの強化」「家庭教育の充実」となっています。

図表 異性から暴力を受けた経験の有無



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

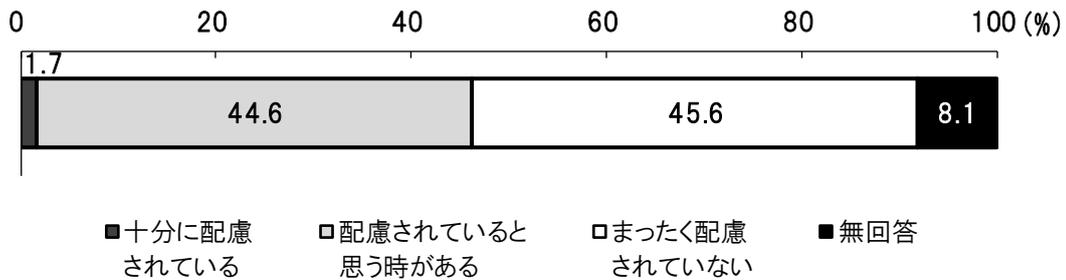
図表 性に関する理解を促し、暴力の防止を図るために必要な取組



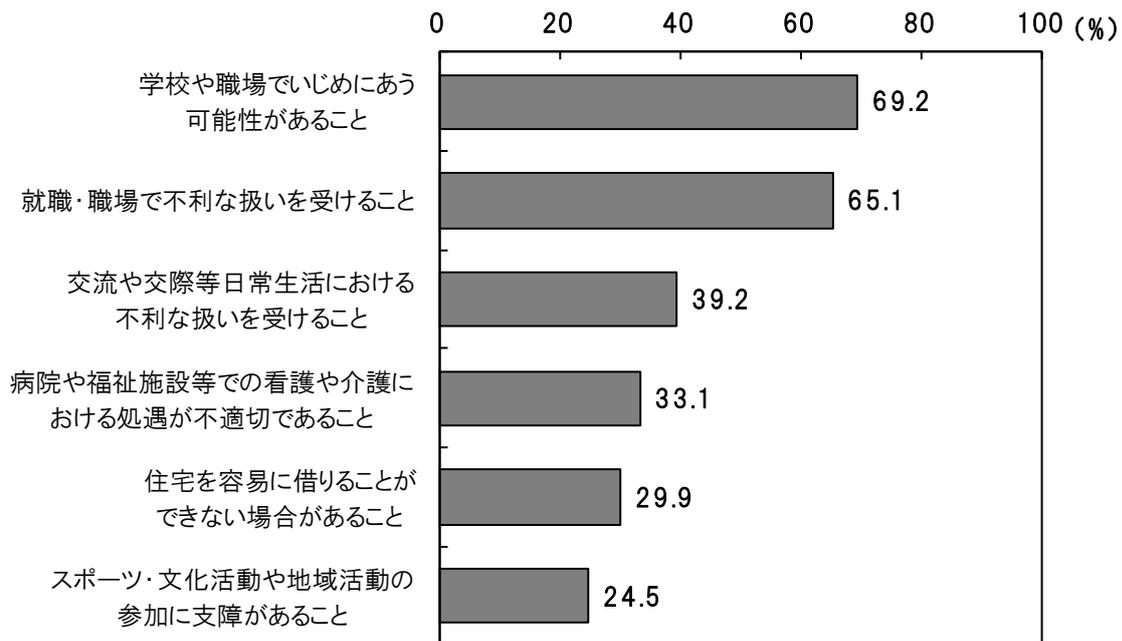
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

性的少数者に対する配慮については、「十分に配慮されている」との回答はわずかで、人権上の問題があることとして学校、職場、日常生活等があげられています。

図表 性的少数者に対する配慮



図表 性的少数者に関する事から人権上問題があると思われるもの



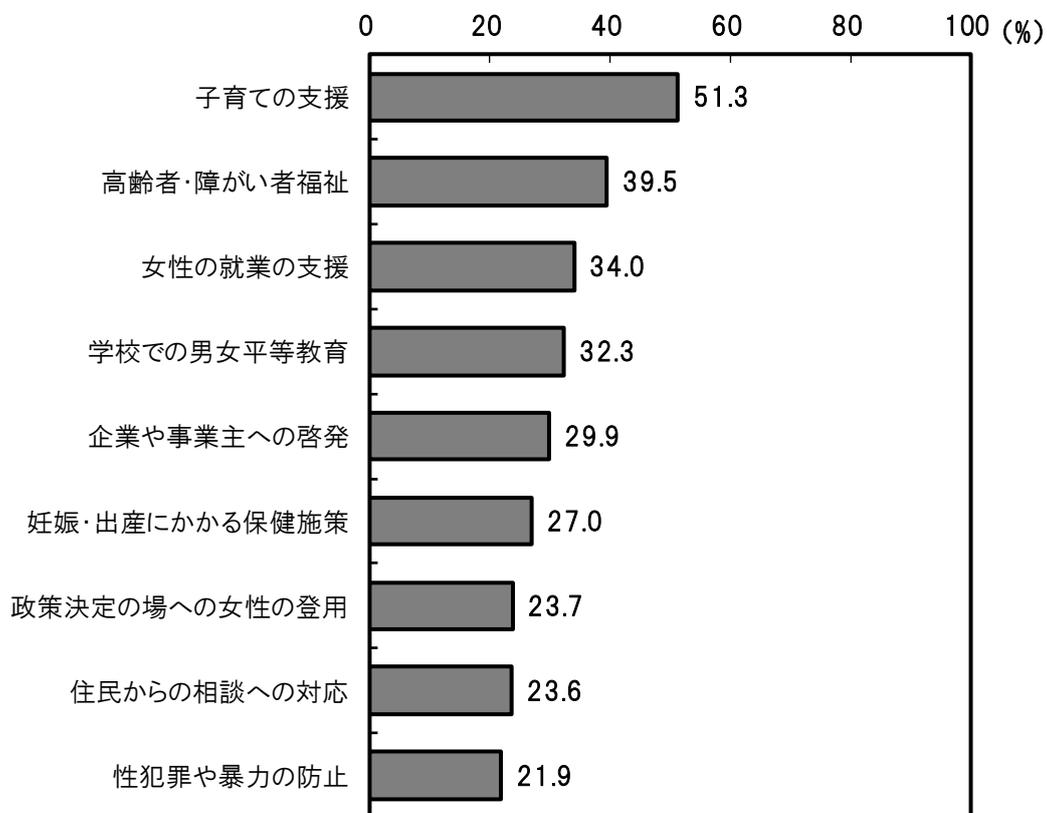
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

8 今後、取り組むべきこと

男女共同参画を推進するために町が力を入れるべき施策については、「子育ての支援」が最も高く、次いで「高齢者・障がい者福祉」「女性の就業の支援」となっています。

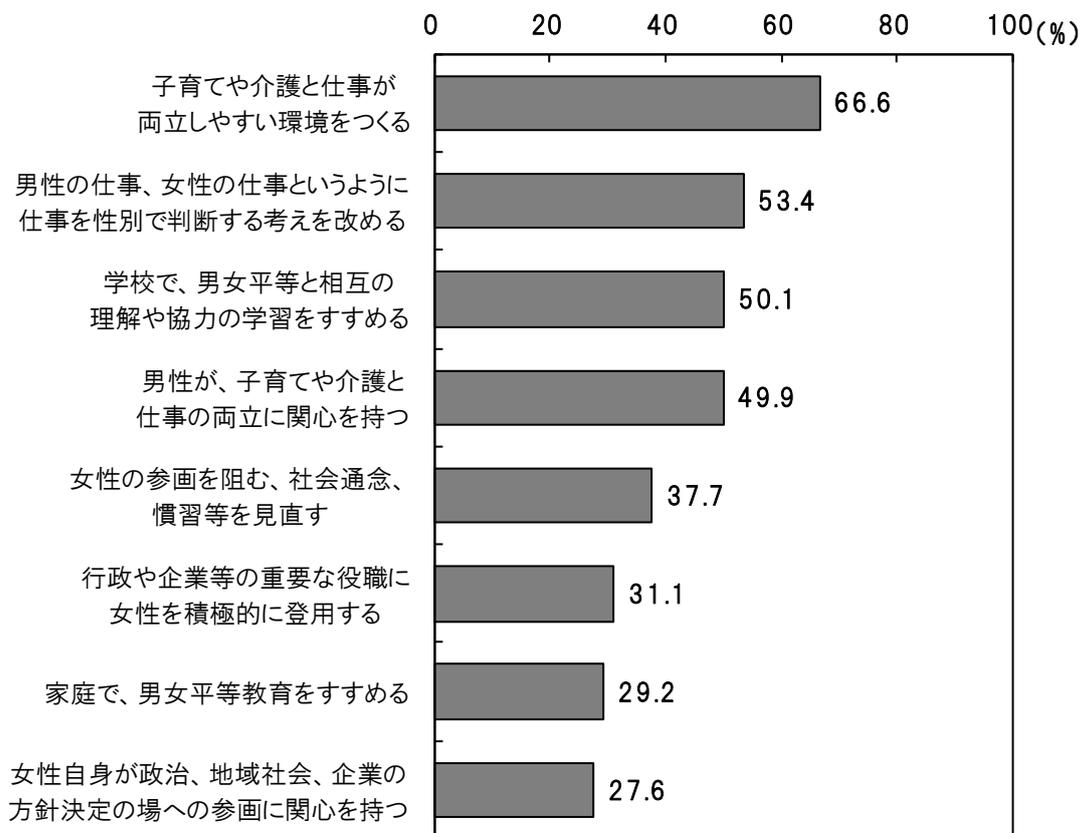
男女がより平等になるために、「子育てや介護と仕事が両立しやすい環境をつくる」「男性の仕事、女性の仕事というように仕事を性別で判断する考えを改める」「学校で、男女平等と相互の理解や協力の学習をすすめる」「男性が、子育てや介護と仕事の両立に関心を持つ」が高くなっています。

図表 町が力を入れるべき男女共同参画推進施策



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

図表 より男女が平等になるために必要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

武豊町では、「第6次武豊町総合計画」において、「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」をまちの将来像として掲げ、住民・地域の団体・事業者等、多様な主体と協働して、将来の住民にも心に向け、笑顔の絶えないしあわせのまちづくりを目指しています。

また、同計画の中で、性別、国籍、言葉等の違いに関わりなく、互いを尊重しあい協力しあえる「多様な主体が連携・協働するまち」を目標のひとつに掲げています。

このような中、「第3次武豊町男女共同参画プラン」では、「性別に関わりなく活躍できる社会の実現」を基本理念に掲げ、性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任も成果も分かち合い、家庭、学校、職場、地域社会等、社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現

男女共同参画社会

家庭

- 家族全員が互いに協力して、家事、子育て、介護等を行い、明るく楽しい家庭生活を送っている
- 性別に関わりなく自立し、個性が輝く心豊かな暮らしをしている

学校

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っている
- 進学や就職において、性別に関わりなく個人の適性を尊重した進路選択がなされている

職場

- 性別に関わりなく仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境が整っている
- 一人ひとりが性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと活躍している

地域社会

- 地域活動やボランティア活動において、性別に関わりなく主体的に住みよい地域づくりに参画している
- 子育てや介護等を地域全体で応援し、安全・安心で元気な地域づくりが進められている

2 基本目標

基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり

男女共同参画については、「共働き推進」、もしくは「男性も女性もすべて同じ」と受け止められることもありますが、それは一面的です。男女共同参画社会においては、「生物学的性別」と「社会的につくられた性別」を考慮しながら、多様な考え方・生き方・働き方を尊重します。その実現には、男女共同参画についての正しい理解が不可欠であり、そのための啓発や体制づくりは重要です。

このため、固定的な性別役割分担意識の解消に引き続き取り組みます。また、男女共同参画は、あらゆる施策や生活場面に関わることから、様々な機会や場面を通じて住民や町職員への具体的な啓発に取り組み、性別による生きづらさの解消に取り組んでいきます。また、男女共同参画に関する相談や住民との協働による推進等、総合的・継続的な推進体制づくりを図ります。

基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

家庭、学校、地域社会等あらゆる場で男女共同参画を促進していくためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任も成果も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の将来像を共有し、実践していくことが必要です。男女共同参画や女性活躍は、少子高齢化や人口減少社会が進んでいく中で、暮らしやすく活力のある社会をつくっていくことにもつながります。また、女性だけでなく、男性にも関わりの深いことです。男性の家事参画は、女性の社会参画を促すとともに、男性自身の生活を豊かにするものです。

国においては、「指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会」を目指して、政策・方針決定過程への女性の参画を進めています。武豊町においても、性別によらず多様な住民の声が政策や方針決定に反映される必要があります。審議会や町職員の管理職において、女性の登用を促進します。また、お互いを尊重し協力し合う家庭づくりの推進、性別にとらわれない教育や進路相談、地域活動への多様な人々の参画等を通じ、家庭・学校・地域社会等の身近なところから、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

男女平等、家庭と職場の両立支援、女性活躍、働き方改革等に関する法制度が整備されてきていますが、職務内容が男女不平等であったり、子育て期の就労継続が大変であったり、子育てや介護後の再就職時は処遇が低かったりと、女性の就労に関する課題はまだ残っています。また、男性においても、長時間労働や子育てに積極的に参加することへの理解不足等、家庭と職場の両立が十分に実現できない環境にあります。

このため、性別に関わりなく等しく働く機会を持ち、生き生きと働くことができる職場づくりに向けて、県や関係機関と協力して住民への啓発や事業所への情報提供や働きかけを行います。特に、女性活躍推進法に基づき、女性が、家庭の状況やキャリア形成を踏まえながら、希望する働き方ができ、個性や能力・意欲を生かして働くことができ、その能力や成果を正しく評価される職場づくりに向けての啓発に取り組んでいきます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、子育て支援、介護支援に関する事業の充実に取り組みます。

基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

生涯を通じて男女は異なる健康上の問題を有しており、各ライフステージに対応した健康の保持・増進が求められます。特に女性は、妊娠・出産のための身体機能があることや、女性の方が長寿であることに伴う高齢期の生活課題等があります。

このため、男女が互いの身体的性差を理解し合い、性差に応じた心身の健康を推進するため、健康診査や相談事業、各種啓発等を通じて心身の健康管理を支援します。また、妊娠・出産期、乳幼児期をはじめ、母性を保護・尊重し、女性の健康づくりを支援します。

また、困難を抱える個人・世帯が、性別による生きづらさと重なってより困難な状況に置かれることが無いように配慮したり、非常時において女性に負担が集中したり、困難が深刻化しやすいことを踏まえ、様々な状況に置かれる個人・世帯が必要な支援が受けられるように、福祉の充実を図ります。

基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）等は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。これらの人権侵害は、依然として多数、発生しています。被害者は多くの場合女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、広く啓発活動を行うとともに、住民との協働で防止対策に取り組みます。また、愛知県や警察等の関連機関と連携して相談や通報に対応し、被害者の保護や自立支援に取り組みます。特に、DV防止法に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ります。

また、性の多様性に対する理解を促進し、LGBT等性的少数者の人権が尊重され、安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。



計画の体系

基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現	基本目標	施策方針	具体的施策	D V	活 躍
	基本目標1 男女共同 参画社会の 環境づくり	(1)総合的な意識啓発の 推進	①男女共同参画社会への意識改革の推進 ②男女共同参画に関する情報収集・提供		
		(2)総合的な体制づくり	①男女共同参画に関する相談体制づくり ②協働による施策等の進捗の管理		
	基本目標2 様々な分野に わたる男女共 同参画の推進	(1)女性の社会参画の推進	①政策・方針決定の場所への女性の参画の 促進 ②女性リーダーの育成		
		(2)家庭における男女共同 参画と平等教育の推進	①家庭における意識啓発 ②男性の家事参画の促進		
		(3)学校等における男女 共同参画教育の推進	①男女平等と多様な選択を可能にする教育・ 保育 ②職場体験と進路相談		
		(4)地域社会における男女 共同参画の推進	①地域活動等の促進 ②ボランティア・NPO活動等の促進		
	基本目標3 性別に関わり なく活躍でき る労働環境の 推進	(1)就業及び職場環境の 改善	①職場における男女の均等な機会と待遇の 確保 ②女性の就業機会の確保		●
		(2)職業生活と家庭生活の 両立支援	①仕事と家庭の両立についての啓発 ②子育て支援 ③介護支援		●
	基本目標4 生涯にわたる 健康と福祉の 充実	(1)心と体の健康づくりの 推進	①心と体の健康管理の支援 ②男女の健康診査の充実		
(2)母性の保護と尊重		①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支援			
(3)福祉環境の充実		①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯 に対する支援			
基本目標5 人権の尊重と DVの根絶	(1)あらゆる暴力を根絶する ための基盤づくり	①暴力をなくすための啓発や防止対策 ②防犯対策の促進 ③被害者の保護・自立支援			
	(2)配偶者等からの暴力の 防止と被害者保護	①DV防止の啓発 ②被害者の保護・自立支援	●		
	(3)多様な性に対する配慮	①性の多様性に対する理解促進 ②性の多様性を踏まえた対応の充実			

「DV」は主にDV防止法に対応する施策、「活躍」は主に女性活躍推進法に対応する施策

第4章 施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の環境づくり

(1) 総合的な意識啓発の推進

男女共同参画への理解を進めるために、講座の開催等、住民や町職員の意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画に関する様々な情報を収集し、住民に提供します。

①男女共同参画社会への意識改革の推進

住民向けの講座やパネル展示、町職員向けの研修等を開催し、性別に関わりなく活躍できる男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
住民の理解促進	性別に関わりなく活躍できる男女共同参画への理解を促す講座・パネル展示等を行います。	企画政策課
職員研修等の実施	町職員を対象に、男女共同参画に関する研修を実施します。	企画政策課

②男女共同参画に関する情報収集・提供

国・県・公共職業安定所・男女共同参画の関連団体等が発表する情報を収集し、チラシやパンフレット等を公共施設に配置するとともに、広報紙、ホームページやSNS等を利用して情報を提供します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画に関する資料収集と情報提供	男女共同参画に関するチラシ、パンフレット、報告書等を収集し、庁内ロビーや図書館、公民館等に配置して情報提供します。	企画政策課 生涯学習課
様々な方法による情報発信	広報紙、ホームページやSNS等を利用して、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画政策課

(2) 総合的な体制づくり

男女共同参画に関する住民からの相談への的確な対応や、住民等との協働による推進を図るため、総合的な体制づくりに取り組みます。

①男女共同参画に関する相談体制づくり

男女共同参画等に関する相談窓口を設けるとともに、どの窓口からも、ふさわしい町内外の機関につながることができるように、相談先一覧を作成します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画に関する相談	男女共同参画に関する住民や職員からの相談に対応します。特に、性的少数者からの相談体制の充実を図ります。	企画政策課 秘書広報課
福祉等の相談	福祉に関する相談、女性への暴力、仕事と家庭の両立支援に関する相談等に対応します。	福祉課 健康課 子育て支援課
相談先一覧の作成	本町や県等の男女共同参画に関する相談先一覧を作成します。	企画政策課

②協働による施策等の進捗の管理

本町における取組について、定期的に進捗管理を行います。また、毎年、懇話会を開催し、住民と協働で取組を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
定期的な進捗管理	主要事業について、進捗管理を行い、状況を報告します。	企画政策課
推進体制の整備	住民との協働による推進を図るため、年に1回懇話会を開催します。また、多様な主体との連携による推進体制づくりに取り組みます。	企画政策課

基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

(1) 女性の社会参画の推進

審議会、町職員の管理職等、政策・方針決定の場所への女性の参画の推進に取り組むとともに、男女共同参画について地域の推進の担い手となる女性リーダーを育成します。

①政策・方針決定の場所への女性の参画の促進

審議会等について、女性の割合が低い会議について女性の割合を高めます。また、住民からの意見を広く聞く機会づくりや、町職員の管理職への女性の登用に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
審議会等への男女共同参画	各種委員会や審議会等への積極的な女性登用を行います。	企画政策課 総務課 等
住民からの意見を広く聞く機会づくり	アンケート調査等において、男女共同参画に関する住民の意見を聞き、町政に取り入れる機会の充実を図ります。	企画政策課
町職員の管理職への女性の登用	性別に関わりなく、適切な人材の管理職への登用について推進します。	秘書広報課

②女性リーダーの育成

地域の活動における、女性のリーダーの育成を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
地域の活動における女性リーダーの育成	地域の活動における女性リーダーを育成します。 県主催の「男女共同参画人材育成セミナー」に住民を推薦し、リーダーを養成します。	企画政策課

(2) 家庭における男女共同参画と平等教育の推進

家族がお互いを尊重し合い協力し合うことや、男性の家事参画を促すことにより、家庭における男女共同参画と平等教育を推進します。

①家庭における意識啓発

広報紙や講座等を通じて、男女がともに家事を担ったり、家事分担について話し合ったりする男女共同参画の家庭づくりを啓発します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画による家庭づくりの啓発	家庭の男女共同参画に関する情報提供や講座の開催を実施します。	企画政策課 生涯学習課

②男性の家事参画の促進

男性向けの料理教室の開催や男性も参加しやすい育児講座・介護講座の開催等、男性の家事参画を促します。

主要事業	事業内容	関係課
男性も参加できる家事講座の開催	男性向け料理教室をはじめ、家事一般の講座を充実します。	生涯学習課
男性も参加できる育児講座の開催	妊娠期の「フレッシュパパママ教室」、育児期の「お父さんと遊ぼう」等、男性も参加できる育児講座を提供します。	健康課 子育て支援課 生涯学習課
男性も参加できる介護講座の開催	家庭における介護講座を開催します。	福祉課

(3) 学校等における男女共同参画教育の推進

男だから、女だからと一律に考えるのではなく、性別に関わりなく一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、多様な選択を可能にする教育や進路相談を推進します。

①男女平等と多様な選択を可能にする教育・保育

学校における男女平等と相互理解・相互協力の学習を進めるとともに、教職員向けの男女平等や性同一性障がいに係る理解促進を図ります。また、保育園における固定的な男女の役割分担等にとらわれない保育を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
男女の平等と相互理解・協力についての学習の充実	いのちの教育や保健体育、道徳の時間を活用し、男女平等や相互理解・相互協力(性差の正しい理解)についての学習機会を充実します。	学校教育課
教職員の理解促進	学校の教職員向けに男女平等や性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細かな対応に関する情報共有に取り組みます。	学校教育課
幼児期からの男女それぞれの人権を尊重した教育	遊びや生活や行事の中で、幼児期から男女にとらわれない意識の醸成を図ります。	子育て支援課

②職場体験と進路相談

一人ひとりの児童生徒が、性別にとらわれず、その個性や意欲を踏まえて、進学・就職・生活していけるように、キャリア教育や進路指導をします。

主要事業	事業内容	関係課
キャリア教育	小中学校において、性別に関わりなく、自分らしい社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を養います。また、県の理系女子応援事業等、女性の参画が少ない分野の取組について情報を収集・提供します。	学校教育課
男女平等観にたった進路指導の充実	性別で区別することなく、本人の希望や能力を尊重した進路指導を行います。	学校教育課

(4) 地域社会における男女共同参画の推進

防災・防犯や地域活動における方針や取組の決定過程の男女共同参画を進めるとともに、地域の課題を解決する具体的な活動について多様な人々が参画する地域社会づくりを推進します。

①地域活動等の促進

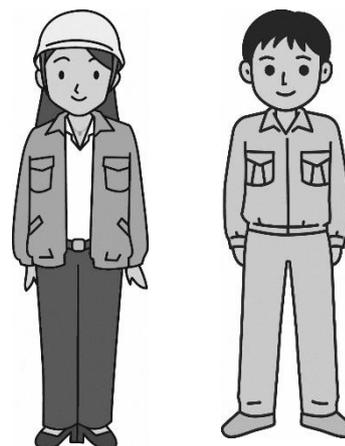
災害等への備えや発生時の対応力を強化するために女性の視点を活かします。地域活動において、性別にとらわれずに、意欲や必要性等適材適所に基づいた活動の促進を働きかけます。

主要事業	事業内容	関係課
防災・防犯に関する男女共同参画の促進	防災会議、避難訓練、避難所の運営等、防災・防犯に関する活動に女性の参加の促進を図ります。	防災交通課
地域活動の役員への女性の登用の促進	各種団体の役員において、性別にとらわれずに能力や意欲に基づいた登用を促します。自治会やPTA等には定期的に女性役員の登用について、依頼します。	企画政策課等

②ボランティア・NPO活動等の促進

ボランティア・NPO活動に参加しやすく、いきいきと活動・活躍できる環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
ボランティア・NPO活動の促進	ボランティア活動、NPOをはじめとする各種団体の活動をPRする機会をつくる等、情報発信を充実し、参加を促進します。	企画政策課 福祉課 生涯学習課



基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

(1) 就業及び職場環境の改善

正社員・パートタイマー・派遣労働者・農業・自営業等、多様な就業の場において、女性の活躍や働き方改革の視点を踏まえながら、男女の均等な機会と待遇の確保と女性の就業機会の確保を促します。

①職場における男女の均等な機会と待遇の確保

県や関係機関と連携して、男女平等の職場づくりの啓発と促進を図り、性別にとらわれず職場における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、働きやすい職場づくりを促します。

主要事業	事業内容	関係課
男女平等の職場づくりの啓発と促進	県や関係機関と連携して、男女雇用機会均等法・女性活躍推進法・パートタイム労働法・労働者派遣法・働き方改革関連法やセクシュアル・ハラスメント、出産や育児休業等に関するハラスメントの防止等について、町内企業・事業所・住民等への意識啓発を図ります。また、町役場での徹底を図ります。	産業課 企画政策課 秘書広報課

②女性の就業機会の確保

県や関係機関と連携して、女性の再就職を支援する講座の情報提供をする等、女性の就業機会の確保に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
女性の再就職支援	県・近隣市町・公共職業安定所・NPO等と連携しながら、能力開発講座・託児付き講座・起業の支援等、女性の再就職に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習課 企画政策課

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた気運を高め、多様で柔軟な働き方の促進を通じて、職場における職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みます。また、その両立を支える、子育て支援、介護支援の充実を図ります。

①仕事と家庭の両立についての啓発

住民や企業等を対象とした職業生活と家庭生活の両立についての啓発、企業への両立支援に関する制度等の普及啓発、子ども・子育て会議での検討等を通じて、両立環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
職業生活と家庭生活の両立についての啓発	住民に、仕事と育児や介護の両立制度や女性活躍に取り組む企業等の情報提供や両立支援に関する講演会・講座を実施します。	産業課 企画政策課
企業への両立支援制度の情報提供	企業に、両立支援に関する制度についての情報を提供するとともに、相談に応じます。	子育て支援課 福祉課
子ども・子育て会議による両立支援の進捗管理	保護者・子育て支援機関・町内企業・有識者等で構成する子ども・子育て会議を開催し、町内の両立支援について進捗状況の確認、評価を行います。	子育て支援課

②子育て支援

子育てに関する相談、各種保育・預かり保育、児童クラブ等を通じて、仕事と子育ての両立を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
子育てに関する相談体制の充実	保健センター・保育園・児童館・子育て支援センター・子育て世代包括支援センター等で子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課 健康課
各種保育・預かり等の推進	低年齢児(0～2歳児)保育、障がい児保育、延長保育、預かり保育、一時的保育、ファミリー・サポート・センター事業等を実施します。特に、低年齢児保育の充実を図ります。病児病後児保育について、地域の医療機関との連携を図りながら実施に向けて検討します。	子育て支援課

児童クラブの運営・整備	女性の労働意欲の高まりによる児童クラブの需要増加を見据えて、児童クラブの整備等充実を図ります。	子育て支援課
-------------	---	--------

③介護支援

福祉・介護等に関する相談、介護保険サービス、高齢者福祉事業等を通じて、介護負担の軽減、仕事と介護の両立を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
福祉・介護等の相談体制の充実	町役場や地域包括支援センターにおいて、福祉や介護等の相談を行います。特に地域包括支援センターやケアマネジャーへの仕事と介護の両立支援に関する研修等を行い、的確なケアプランの作成・相談のスキルアップを図ります。	福祉課
介護保険サービスの基盤整備	介護サービスに対する需要を十分に把握するとともに、利用実績等を踏まえながら、より地域の実情にあったサービス提供体制の確保を図ります。その際に、サービスの質の向上に係るしくみづくりに取り組みます。	福祉課
高齢者福祉事業の実施	高齢者の安定した生活を支援するため、在宅生活支援、低所得者への助成等を行います。	福祉課



基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

(1) 心と体の健康づくりの推進

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合いながら、性差に応じた心身の健康を推進していくために、心と体の健康管理、男女の健康診査の充実等に取り組みます。

①心と体の健康管理の支援

男性・女性に特有であったり、男だから女だからという固定的な考え方に起因したり、性別により大きな違いがみられる健康問題に着目しながら、心と体の健康管理を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
性差に着目した健康づくりや医療の促進	若い女性のやせすぎ、男性の中高年の肥満防止、更年期障がいへの対応や骨粗しょう症の予防等、性差に着目した健康づくりの啓発や学習機会の提供、各種相談の充実を図ります。	健康課
育児や介護の悩みの軽減	育児や介護等の悩みについて、気軽に相談できるよう、保健センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、町役場の窓口等、様々な場で気軽に相談できる環境の整備や、子育てリフレッシュ講座・一時的保育・ショートステイ等の事業を実施します。	子育て支援課 健康課 福祉課 生涯学習課
困難を抱える青少年の支援	引きこもり等が男性に多いことを踏まえ、困難を抱える青少年の支援に向けて、各課や、地域・学校・家庭の連携に取り組みます。	生涯学習課 健康課 子育て支援課 学校教育課
有害環境に対する取組	武豊町青少年健全育成推進町民会議の開催、有害図書の回収、携帯電話等を利用したインターネットの安全な利用法等、青少年を取り巻く環境の健全化に取り組みます。	生涯学習課
自殺の予防	武豊町自殺対策計画に基づき、自殺予防週間における啓発、相談の対応等、自殺の予防に取り組みます。	福祉課 健康課

②男女の健康診査の充実

性別により特有であり、発生率の違いが大きな健康問題に即し、がん検診、メンズミニドック、レディースミニドック等、男女が参加しやすい健康診査を行います。

主要事業	事業内容	関係課
男性特有の病気に対する健康診査の実施	男性特有のがん(前立腺がん)健診を行います。受診をしやすいするため、胃がん健診と前立腺がん検診を組み合わせたメンズミニドックを行います。	健康課
女性特有の病気に対する健康診査の実施	女性特有のがん(乳がん、子宮がん)健診を行います。受診をしやすいするため、乳がん検診と子宮がん検診を組み合わせたレディースミニドックを行います。	健康課

(2) 母性の保護と尊重

思春期、妊娠・出産期、更年期等、女性の人生の各段階に応じた健康を図る中で、特に、妊娠・出産期・乳児期における健康について支援します。

①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支援

妊産婦健診の受診、妊娠期の子育て学習支援、お元気ですか訪問、乳幼児の健康診査等を通じて、妊娠・出産期・乳幼児期における母子の健康づくりを支援します。

主要事業	事業内容	関係課
妊産婦健診の受診促進	母子健康手帳と同時に受診票を交付し、妊産婦健診の受診を促進します。15回を限度として、費用の一部を公費負担します。	健康課
妊娠期の子育て学習支援	妊娠期の保護者を対象に「フレッシュパパママ教室」を開催します。また、「新米お母さんの教室」を開催し、育児関係の講座や関係施設を紹介し、出産後の家庭教育について話し合います。	健康課 生涯学習課
お元気ですか訪問	生後2か月児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。	健康課

乳幼児の健康診査	子どもの成長に合わせて、3か月児健康診査、7か月児育児相談、10か月児育児相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施します。また、母子手帳と同時に受診券を交付し、乳児健診の受診を促進します。	健康課
不妊検査・治療に対する支援	不妊検査・治療の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。また、不妊について、電話等で相談に応じます。	健康課

(3) 福祉環境の充実

女性は男性よりも平均的に長寿であり、介護者も女性が多い現状を踏まえ、家庭や地域で安心して暮らしていける環境をつくるため、地域福祉や介護環境の充実を図ります。また、外国人、ひとり親家庭等の女性が複合的に困難な状況に置かれていることに留意します。

①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯に対する支援

外国人、ひとり親家庭、父子家庭、ひとり暮らし高齢者、ダブルケア家庭等、様々な困難を抱えている個人・世帯について、男女共同参画の視点を持って、支援を行います。

主要事業	事業内容	関係課
外国人に対する支援	行政・生活情報の多言語化に取り組み、情報提供を行います。国際交流員の活用に加え、ニーズに応じた窓口での多言語対応に取り組みます。	企画政策課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、保育サービスの提供や児童扶養手当の支給、医療費助成、資格取得のための支援等を行います。また、父子家庭特有の課題を踏まえ、相談・支援を実施します。	子育て支援課 保険医療課
ひとり暮らし高齢者等への支援	高齢者台帳の登録を行い、見守りや安否確認、緊急通報装置の貸与等を行います。	福祉課
ダブルケア家庭への支援	子育て支援、福祉が連携して、育児と介護に同時に直面する家庭への支援を行います。	子育て支援課 福祉課

基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

(1) あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり

重大な人権侵害である女性に対する暴力をなくすために、虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、様々な課題を踏まえた啓発や防止対策、防犯対策、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援を図ります。

①暴力をなくすための啓発や防止対策

女性に対する暴力の根絶に向けての啓発、児童虐待の防止・通報受付、調査・相談に取り組むとともに、性・暴力表現等の過激な落書き等の排除を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
女性に対する暴力の根絶のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる人権侵害根絶のため、広報紙やチラシ等を利用した啓発、講演会の開催等を行います。	企画政策課 福祉課 子育て支援課
児童虐待の防止・通報受付、調査・相談	児童虐待防止の啓発に取り組み、児童虐待の通告を受理し、安否確認等を行います。その後、家庭訪問、面接、電話にて継続支援を行います。また、虐待の実態調査・相談についても実施します。	子育て支援課 学校教育課
性・暴力表現等の過激な落書き等の排除	地域や関係団体と協力し、性・暴力表現を排除します。	生涯学習課 学校教育課

②防犯対策の促進

不審者情報の提供、防犯パトロール等、県や警察、地域住民等と連携した防犯環境の充実に取り組めます。

主要事業	事業内容	関係課
不審者情報の提供	ホームページや携帯電話へのメール配信を通じて、不審者情報を提供します。	防災交通課 学校教育課 子育て支援課
防犯パトロール	青パトによる防犯パトロールを行います。	防災交通課
防犯ボランティア団体の育成・支援	町内で活動する防犯ボランティアの育成や支援を行います。	防災交通課

③被害者の保護・自立支援

相談窓口のPR、通報における迅速な対応、関係機関と連携し、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
相談窓口の整備とPR	関係機関との連絡体制を整備した総合相談窓口を中心として、被害者や第三者による相談・通報に応じます。 また、窓口に関し住民へのPRを進めます。	福祉課 子育て支援課 学校教育課
緊急一時保護体制の確立	被害者の緊急避難を関係機関と連携して支援し、必要に応じて一時保護所まで同行します。	福祉課 子育て支援課
被害者の自立を支援する環境整備	関係機関と連携し、生活支援や就労に関する支援を行います。	福祉課 子育て支援課
被害者の心のケア	医療機関やカウンセラーと連携して支援を行います。	福祉課 子育て支援課 学校教育課

(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護

県や関係機関と連携して、配偶者等からの暴力であるDVの防止と被害者保護・自立支援に取り組みます。

①DV防止の啓発

広報紙、チラシ、講演会等を通じて、DV防止に向けた暴力を容認しない意識啓発に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
DV防止の啓発	広報紙への掲載、チラシ配布、講演会の紹介等を通じて、DV防止の啓発に取り組みます。	企画政策課 福祉課 子育て支援課

②被害者の保護・自立支援

被害者の緊急保護と関係機関の連携強化、被害者の自立を支援する環境整備を通じて、被害者の保護・自立支援を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
DV相談体制の整備とPR	被害者や第三者が、安心して相談・通報ができるよう、相談窓口での確に対応ができ、被害者がワンストップで支援を受けられる体制をつくり住民に周知します。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
被害者の緊急保護と関係機関の連携強化	被害者が緊急避難するための場所を確保し、必要に応じて一時保護所まで同行します。警察や医療機関、県等と連携し、被害者が安全に避難できるよう支援します。	福祉課
被害者の自立を支援する環境整備	生活支援や就労支援を図るため、関係機関の紹介や連携を図ります。また、保護命令制度の利用についても情報提供を行います。	福祉課
被害者の心のケアの充実	医療機関やカウンセラーと連携して支援を行います。	福祉課

(3)多様な性に対する配慮

性的志向や性自認等、性の多様性について、住民等に理解を促すとともに、町役場における対応について研究・実施します。

①性の多様性に対する理解促進

住民に性の多様性への理解を促す講座・パネル展示等を行います。

主要事業	事業内容	関係課
性の多様性に関する啓発	住民等に性の多様性への理解を促す講座・パネル展示等を行います。	企画政策課

②性の多様性を踏まえた対応の充実

町役場の職員が性の多様性について理解し、配慮をした対応ができるように、情報収集や研究を実践します。

主要事業	事業内容	関係課
性の多様性を踏まえた対応の研究・実施	窓口、書類、制度等、性の多様性を踏まえた対応について研究し、実践します。	企画政策課

第5章 計画の推進

1 重点施策と目標指標

本計画の推進に向けて、主要事業については、毎年、進捗管理を行い、懇話会を開催し、住民との協働で推進を図ります。

また、次の施策を重点施策とし、5年後（令和7年度）の目標を設定しました。重点施策と目標指標については、計画の中間年の令和7年度に見直します。

（1）重点施策

重点施策	目標指標
1. 男女共同参画社会の環境づくり	
男女共同参画社会への意識改革の推進 協働による施策等の進捗の管理	講座・講演会等（住民もしくは職員対象） 毎年開催 懇話会の開催 毎年開催
2. 様々な分野にわたる男女共同参画の推進	
政策・方針決定の場所への女性の参画の 促進	審議会等の女性委員の割合 20.3%→40%以上、60%以下 行政委員会の女性委員の割合 9.7%→40%以上、60%以下 町職員の女性管理職の割合 38.8%→42.5%
家庭における意識啓発・男性の家事参画 の促進	家庭の男女共同参画に関する講座の開催 （毎年開催している育児講座以外の内容） 隔年開催
3. 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進	
職場における男女の均等な機会と待遇 の確保	女性活躍・働き方改革に関する講座・講演会の開催 隔年開催
仕事と家庭の両立支援についての啓発	住民等への両立支援に関する講座の開催 隔年開催
子育て支援	低年齢児（0～2歳児）保育の定員数 334人→361人
介護支援	介護保険認定者数 1,391人→1,836人
4. 生涯にわたる健康と福祉の充実	
男女の健康診査の充実	前立腺がん検診の受診者数 450人→490人 乳がん検診の受診者数 1,220人→1,240人 子宮がん検診の受診者数 1,021人→1,080人

※現状値（令和2年4月1日現在）

5. 人権の尊重とDVの根絶	
DV防止の啓発	広報紙への掲載 2回（令和7年度までに） DVを取り扱う講演会・講座等の開催 2回（令和7年度までに）
性の多様性に対する理解促進	住民への講座の開催 2回（令和7年度までに）

（2）総合的な評価指標

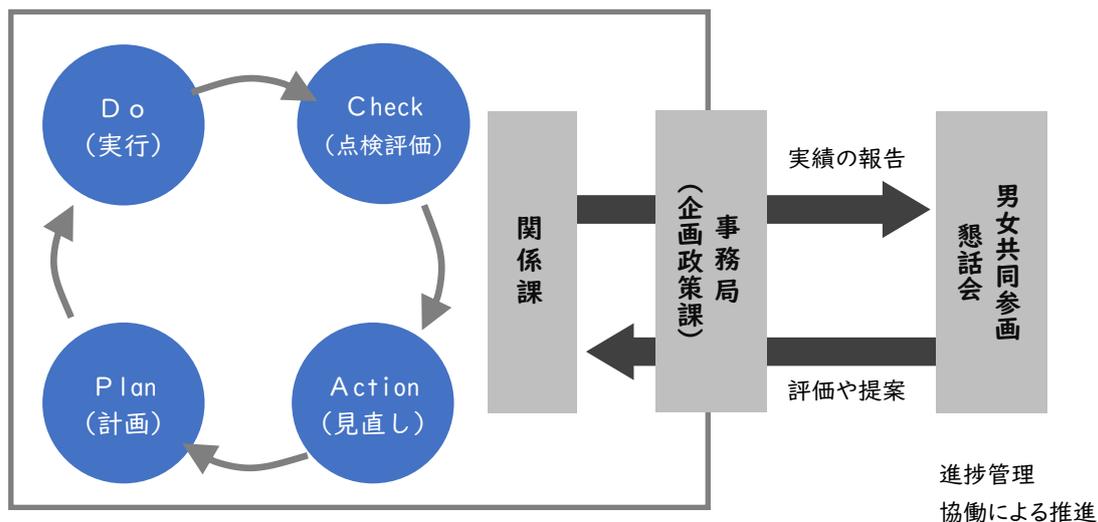
重点施策の数値目標に加え、男女共同参画社会の推進の取組の成果について総合的な評価指標（アウトカム）として、10年後（令和12年度）の目標を設定しました。

指標	現状 (基準年)	目標
「男女が差別なく参画できる社会になっている」の満足度 * 町民意識調査	14.3% (平成30年度)	25%
「社会における男女平等の状況（家庭生活）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性 20.3% 男性 31.8%	女性 25% 男性 36%
「社会における男女平等の状況（職場）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性 15.6% 男性 22.0%	女性 32% 男性 35%
「社会における男女平等の状況（地域活動の場）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性 28.3% 男性 39.7%	女性 39% 男性 47%
「社会における男女平等の状況（武豊町の行政・政治の場）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性 25.7% 男性 31.0%	女性 45% 男性 43%

※男女共同参画に関するアンケートの現状は令和元年度

2 プランの進捗管理

本プランの施策については、毎年度、関係課が推進状況等を整理して、その結果を企画政策課が取りまとめます。男女共同参画懇話会で、推進状況の確認や協働による推進方法について検討します。そして、必要に応じて改善を図り、次年度以降の取組に反映させながら、よりよい事業の推進を図ります。



資料編

Ⅰ 計画の策定経緯

(Ⅰ) 策定経緯

日程	内容
令和元年 11月28日	武豊町男女共同参画準備会 ・アンケート内容等の協議
令和2年1月	町民1,500名を対象にアンケート調査を実施
1月～2月	ヒアリング・グループインタビューの実施 (子育て支援課職員、福祉課職員、学校教育課国際交流員、町役場若手職員4名、武豊高校生徒会6名)
6月25日	第1回策定部会
7月29日	第1回 武豊町男女共同参画懇話会 ・策定経過・スケジュール ・プランの位置づけ ・プラン素案
9月10日	第2回策定部会
10月21日	第2回 武豊町男女共同参画懇話会 ・素案の修正 ・計画の推進
12月7日～ 令和3年1月6日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
2月10日	第3回 武豊町男女共同参画懇話会 ・パブリックコメントの意見及び回答について ・プラン最終案について
3月	第3次武豊町男女共同参画プラン策定

(2) 武豊町男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の推進に資するため、武豊町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、町長へ提言するものとする。

- (1) 武豊町男女共同参画プランの策定及び改定を行うために必要な事項に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する諸問題及びそれらに対する施策に関する事。
- (3) その他、本町の男女共同参画社会の推進に関し、必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 懇話会は、町長が委嘱する委員15名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各々1名置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会における庶務は企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

(3) 武豊町男女共同参画懇話会委員名簿

役職	委員氏名	所 属 等
会長	水野 節子	日本福祉大学
副会長	大野 由美子	武豊町婦人会
委員	伊賀 佐與子	武豊日本語ボランティア
委員	櫻井 雅美	NPO 法人 SmileyDream
委員	鳥居 美和	武豊町議会議員
委員	鈴木 政司	長尾部長
委員	竹内 宏行	連合愛知知多地域協議会
委員	稲垣 勉	学校教育課（指導主事）
委員	椴山 真美	公募委員
委員	大岩 優太	公募委員

2 法律

(1) 男女共同参画基本法

※第二十一条から附則は省略

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画

社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の

救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※第一条から第九条、第二十二條から第二十六條を抜粋

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業

生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏ま

え、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、

労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（概要）

○配偶者からの暴力（いろいろな形態があります。）

・配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。

※ 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※ 生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象

・暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。

※ 保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象

○相談（いろいろな機関で相談を行っています。）

・配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

① 相談又は相談機関の紹介

② カウンセリング

③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護

④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助

⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

・警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

○一時保護（配偶者から逃れたい。）

・婦人相談所

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

○自立支援（自立して生活がしたい。）

・配偶者暴力相談支援センター

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

○保護命令（配偶者が近寄ってこないようにしたい。）

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申立て*により、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

※ 事実婚の場合の申立て、元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手に対する申立て、元生活の本拠を共にする交際相手に対する申立てもできます。

「保護命令の種類」

- ・被害者への接近禁止命令（期間は6か月）

配偶者が被害者の身边につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

また、被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令があります。

- ・退去命令（期間は2か月）

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

○通報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

（ただし、被害者本人の意思は尊重されます。）

参考：https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/140527dv_panfu.pdf

3 調査結果

(1) 町民アンケート

○家庭生活について

- ・結婚している人に、家庭生活の役割分担について尋ねたところ、「食事のしたく」「掃除」「洗濯」等総じて「妻」が主な担当となっています。夫妻の就労状況にかかわらず「妻」が主な担当と回答する割合が高くなっていますが、夫妻フルタイムの家庭や年齢の若い夫婦は「夫婦」の割合が他と比べてやや高い傾向がみられます。また、前回（平成21年度調査）と比べると「妻」が減少し、「夫婦」が増加し、一部の家庭で家事の分担が進んでいます。
- ・男性が家事・育児・介護に参加するために重要なこととしては、「子どもの頃から男の子も女の子も同じように家事を手伝う」と「家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う」が高くなっています。

○職業生活について

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「どちらかといえば賛成」と「どちらかといえば反対」の回答が多くみられます。なお、前回と比べると「賛成」「どちらかといえば賛成」が減少し、性別による固定的な役割分担意識を持つ人が減少してきています。
- ・生活の中で希望する優先事項として、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切」の回答が多くみられます。ただし、現実には「仕事」を優先」となっている人が一定数みられます。愛知県と比べると武豊町は「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切」が高くなっています。

○地域活動・社会活動について

- ・地域・社会活動への参加先については、「町内会や自治会」「PTAや子ども会」等があがっています。なお、男性は「参加したことがない」が女性より高くなっています。
- ・女性が地域活動のリーダーになるためには、「男性の抵抗感をなくすこと」「女性自身の抵抗感をなくすこと」が上位となっています。

○介護等について

- ・介護の経験については、女性の60歳以上で「現在している」と「したことがある」の合計が5割を超え、特に高くなっています。ただ、高齢者や障がい者の介助・介護は、主として家庭内の女性の役割となりがちなことについて、性別・年齢を問わず「改善すべきだと思う」が高くなっています。

○性に関する理解と尊重について

- ・セクシュアル・ハラスメント、夫（妻）や恋人等身近な人からの身体的暴力等4項目ともに、女性は「以前に受けたことがある」の割合が男性より高くなっています。

- ・暴力を防ぐために取り組むべきこととして、「学校教育の充実」「性犯罪の取り締まりの強化」「家庭教育の充実」が高くなっています。
- ・「LGBT」という言葉について、若い世代ほど認知度が高くなっています。社会の中での性的少数者に対する配慮について、「十分に配慮されている」との回答はわずかで、「まったく配慮されていない」「配慮されていると思う時がある」が高くなっています。

○男女平等の状況

- ・分野別に男女の地位の平等について尋ねたところ、総じて「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が「平等」の割合を上回っています。「男性の方が優遇されている」をみると、職場と社会通念・慣習・しきたりが他より高くなっています。一方、学校教育と健康づくり・福祉では「平等」の割合が高くなっています。
- ・前回と比べると、社会全体をはじめ、家庭生活、職場等で「男性の方が優遇されている」がやや減少しています。
- ・社会全体についてを、愛知県と比べると本町は「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が低くなっています。
- ・10年間で進んだと思われる男女共同参画の分野として、「仕事と家庭の両立」「職場」「健康づくり・福祉」「家庭生活」等があげられています。

○今後の取組について

- ・男女がより平等になるために、「子育てや介護と仕事が両立しやすい環境をつくる」「男性の仕事、女性の仕事というように仕事を性別で判断する考えを改める」「学校で、男女平等と相互の理解や協力の学習をすすめる」「男性が、子育てや介護と仕事の両立に関心を持つ」が高くなっています。
- ・町が力を入れるべき施策としては、「子育ての支援」「高齢者・障がい者福祉」「女性の就業の支援」「学校での男女平等教育」等が上位となっています。

(2) ヒアリング・グループインタビュー

○職場・家庭との両立

- ・女性の短時間勤務や男性の育児休業等は、取得経験者がいると次の人がとりやすい。子育て経験のある上司・同僚がいると理解してもらいやすい。
- ・男性が育児しやすい環境、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境が必要である。
- ・近くに祖父母がいないと仕事と育児の両立が大変である。
- ・管理職に女性になることについては、仕事と家庭の両立面から難しい面がある。
- ・夫には、やってと言わなくても、分担できることはしてほしい。妻が仕事も家庭も両方担っていることに気づいてほしい場面がある。

○地域

- ・武豊町では、祭礼が男性中心という地区が多く、そういうところでは地域運営に関しても、男性主導になっているケースが多いように感じる。子ども会等では女性の役員が活躍している地区もある。

○福祉

- ・主たる介護者は娘・嫁等、女性になっているケースが多い。
- ・男性からの相談は、金銭的に厳しい状況や、相手の妊娠等の将来の不安からくるものが多い。ヘルパーの派遣依頼もある。
- ・生活困窮、メンタルヘルスが相まって、子どもに虐待をしてしまうというケースが結構ある。
- ・ダブルケアについては、表面化していないだけかもしれないが、町への相談は、この1年で1～2件である。
- ・外国籍の女性については、働いている時間は長いですが、小さな子どもがいると、労働時間を短くしている人も多い。

○学校（高校生）

- ・ワーク・ライフ・バランスや育児休業は、家庭科や保健の授業で習う。
- ・校則や生徒指導で男女差があると感じることもある。
- ・性別に関係なく会話できるとよい。男子と女子で会話をしていると同級生等の目が気になる。
- ・仕事をしている母親は、仕事も家事もして、父親は帰る時間が遅いため、時々手伝うようにしている。
- ・調理を含め家事を家族で分担している。
- ・男子生徒からは、就職した場合に仕事に支障がない範囲で家事を手伝いたいとの回答あり。
- ・女子生徒からは、子どもができた後も、育児休業を取って、その後、仕事と家庭を両立したいとの回答あり。同時に土日は子どもとの時間を大切にしたいと考えている。

4 用語集

・ 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

・ ストーカー行為

恋愛感情、好意の感情、又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、待ち伏せ、乱暴な言動、連続した電話等の行為を行うこと。

・ セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。

・ ダブルケア

子育てと介護を同時期に行わなければならないこと。

・ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

・ 男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るための国の計画。令和 2 年 12 月 25 日に第 5 次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。同計画では、令和 12 年度末までの「基本認識」並びに令和 7 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

・ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の略。ここでの「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方（事実婚を含む。）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者を含む。）や、生活の本拠を共にする交際相手も含みます。また、恋人等親しい男女間の暴力（デートDV）も対象です。

・ ワンストップ・サービス

各種行政手続の案内、受付、交付等のサービスを身近な窓口やパソコンで、1 か所あるいは 1 回の手続で提供することをいいます。

・ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。ワーク・ライフ・バランス憲章（政労使トップによる合意、平成 22 年）では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

・ LGBT

L がレズビアン（女性の同性愛者）、G がゲイ（男性の同性愛者）、B がバイセクシュアル（両性愛者）、T がトランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致）の頭文字から作られた言葉であり、『性的少数者』の総称です。

・ NPO

Nonprofit Organization の略で、「民間非営利組織」と呼ばれています。本プランでは、特定非営利活動促進法上の法人に限らず、組織的、継続的、自発的に公益活動をする市民団体・ボランティア団体を含めています。

・ SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのこと。

第3次武豊町男女共同参画プラン

令和3年3月

発行 武豊町企画部企画政策課
〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2番地
Tel 0569-72-1111(代)
Fax 0569-72-1115
E-mail kikaku@town.taketoyo.lg.jp



武蔵町マスコットキャラクター
みそたろう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

